

'16,8,4 生駒市人権施策審議会

生駒市人権施策審議会委員

弁護士 兒 玉 修 一

いわゆるヘイトスピーチ規制法をめぐる論点整理

1 ヘイトスピーチを巡る動き

2009年(平成21年)

12月以降 京都朝鮮学校襲撃事件

2010年(平成22年)

2月 京都地裁 在特会に対して京都朝鮮第一初級学校でのヘイトスピーチを禁じる仮処分決定

6月 京都朝鮮学園が在特会に対して損害賠償を求める民事訴訟を提起

8月 在特会のメンバーが威力業務妨害罪などで逮捕・起訴

2012年(平成24年)

2月 京都朝鮮学校襲撃事件の刑事事件の刑が確定

2013年(平成25年)

2月 東京の新大久保や大阪の鶴橋で差別街宣が行われる(特に、鶴橋での女子中学生の発言が海外メディアでも報道される。)

10月 京都朝鮮学校襲撃事件の民事訴訟について、最高裁は上告を棄却し、在特会らに損害賠償義務があることを認める判断

2016年(平成28年)

5月24日 **ヘイトスピーチ規制法成立**

6月2日 横浜地裁川崎支部 ヘイトデモを禁じる仮処分を決定

6月3日 **ヘイトスピーチ規制法施行**

6月5日 川崎市でヘイトデモを巡りもみ合いになりヘイトデモは中止に

7月1日 大阪市内でヘイトスピーチに対応する条例が施行

7月22日 福岡地検がヘイトスピーチ対策法の趣旨にも照らし、在日コリアンを中傷する内容のビラを貼るために、商業施設に侵入した男を建造物侵入罪で起訴したと発表

7月25日 大阪市 ヘイトスピーチ審査会会合。審査開始。

2 制定の背景

(1) 京都朝鮮学校襲撃事件

概要：「在日特権を許さない市民の会」（以下、「在特会」という。）のメンバー約30名が、2009年(平成21年)12月以降、数度にわたり、京都朝鮮第一初級学校でヘイトデモ（差別街宣）を行った事件。

これらに対しては、民事・刑事共に裁判となり、それぞれ在特会のメンバーに対して責任がある旨の判断がなされた。

(2) 人種差別撤廃条約

【人種差別撤廃条約 第4条】

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

※日本は、1995年(平成7年)にようやく加盟。ただし、(a)と(b)は留保。

3 規制法の概要

- ・法律自体は理念法（罰則などがないもの）
- ・国や地方公共団体には相談体制や紛争の防止・解決のための整備づくり（5条）、教育活動の実施・取組（6条）、啓発活動（7条）

4 規制法をめぐる論点

(1) 表現の自由との関係

※「内心における思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮する。その意味で、表現の自由はとりわけ重要な権利である。

表現の自由を支える価値は二つある。一つは、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展

させるという、個人的な価値(自己実現の価値)である。もう一つは、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主政に資する社会的な価値(自己統治の価値)である。表現の自由は、個人の人格形成にとっても重要な権利であるが、とりわけ国民が自ら政治に参加するために不可欠の前提をなす権利である。」(芦部・高橋補訂「憲法(第5版)」165頁)

【法規制慎重論】

- (ア) 一定の人にとって不快でも、権力が不快かどうかを判断することになれば、権力に批判的な運動の規制に濫用される危険がある。
- (イ) 不明確な基準によって言論活動を規制すると萎縮効果が大きい。
- (ウ) 法規制によっては差別する人の気持ちは変えられないので、教育や啓蒙によって対処すべき
- (エ) ヘイトスピーチに対しては言論によって対抗すべき(対抗言論)

【法規制推進論】

- (ア) ヘイトスピーチは、マイノリティの自己実現の機会を奪い、沈黙を強いるもので、社会的な排除を目的としており、問題を議論により解決するという民主主義社会の基盤を崩壊させるものであり、濫用の危険があるからといって規制の必要がないとは言えない。
- (イ) 対抗言論は有効に機能しない
- (ウ) 濫用の危険は、マイノリティに対する差別的言論に限定することで、相当程度回避できるのではないか。

(2) 定義をめぐる議論

【ヘイトスピーチ規制法】

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

◎対象から外れる表現は…?

① 違法に在留する者への差別的言動

→ “「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」でない者

② 日本人に対する差別的言動

③ 性別・職業・宗教を理由とする差別的言動

(3) 罰則について

◎ジェノサイドの扇動についてはどうか

◎主体を国務大臣、国会議員、首長、その他公務員とすることはどうか

5 生駒市における対応について

※大阪市による対応 <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>

(1) 市による認識の公表・ヘイトスピーチの拡散防止措置の要請

(2) 訴訟費用の支援

(3) 市の施設の利用の制限

◎ヘイトスピーチを行う可能性のある団体からの施設利用申込みへの対応について

※泉佐野市民会館事件(最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁)

市民会館の使用許可の申請を市が不許可としたことに関する事件。

最高裁は、市民会館条例に定める「公共の秩序をみだすおそれのある場合」について、「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべき」とし、その危険性の程度としては、「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」とした。その上で、当該不許可処分については、「グループの構成員だけではなく、本件会館の職員、通行人、付近住民等の声明、身体又は財産が侵害されるという事態が生ずることが、具体的に明らかに予見される」として同処分を違法ではないとした。